

奈良県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 慈恩寺三輪線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
1 9 9	桜井市大字三輪まで ら 桜井市大字慈恩寺か	前	四・一 、 一八・一	二、七九二 ・ 〇	無名橋 L    二・〇
		後			
1 9 9	桜井市大字金屋一二 番二から 桜井市大字粟殿地内 (国道一六九号合接 )まで	A	三二・六 、 四四・二	一、四七六 ・ 五	無名橋 L    二・〇
		B			